



秋の火災予防運動の実施について



11月9日(土)～11月15日(金)

「守りたい 未来があるから 火の用心」 令和6年度全国統一防火標語

☆火災予防運動の目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。

☆住宅防火 いのちを守る 10のポイント

＼ 4つの習慣 ＼

- ①寝たばこは絶対にしない、させない。
- ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ③こんろを使うときは火のそばを離れない。
- ④コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜いておく。

＼ 6つの対策 ＼

- ①火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- ②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
- ④火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- ⑤お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

☆住宅用火災警報器を 設置・維持管理をしましょう

住宅用火災警報器



津久見市火災予防条例で、全ての住宅の寝室・階段の上端（寝室が1階以外にある場合）に設置が義務づけられています。

住宅用火災警報器には交換時期があり定期的な作動確認が必要です。

設置してから10年が目安になっています。10年を超えると電池切れ(電池式)や機器異常を起こす可能性があります。火災時にしっかりと警報器が作動するように、定期的に作動確認を行いましょう。

○問い合わせ 津久見市消防本部 ☎0972-82-5211

しょうぼうフェス開催します！

◆日時 令和6年11月9日(土) 9時30分～12時30分

◆場所 つくみん公園

【体験項目】

①ホース展張 ②地震体験 ③濃煙体験 ④消防車見学 ⑤水消火器取扱い

※注意事項

- ・当日はイベント会場入口付近に誘導員がいますので指示に従って行動してください。
- ・当日災害等で出動によりイベントを続行できなくなったときは、その時点で中止とさせていただきますのでご了承ください。
- ・イベント中に写真撮影を行います。撮影した写真を市ホームページ等へ掲載します。



○問い合わせ 津久見市消防本部 ☎0972-82-5211

後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

～ 現行の保険証の廃止について ～

■ 12月1日以前からご加入中の方

現在の紙の保険証は、令和6年12月2日以降発行されなくなります。

交付済の被保険者証は令和7年7月31日まで使用可能です。

■ 12月2日以降、75歳に到達する被保険者の方

マイナ保険証又は資格確認書で受診することとなります。

マイナ保険証の保有状況にかかわらず誕生日の前月に「資格確認書」を申請によらず送付します。

■ 12月2日以降、保険証を紛失した被保険者の方

マイナ保険証又は資格確認書で受診することとなります。

現行の保険証の再交付はできなくなるため、マイナ保険証での医療機関受診が基本となりますが、マイナ保険証の保有状況にかかわらず申請により資格確認書を交付します。

【お問い合わせ】

被保険者証の廃止に関するご質問等は

大分県後期高齢者医療広域連合コールセンター ☎0120-200-819(フリーダイヤル)

※対応時間：月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時00分まで(土日祝日と年末年始は休業)

※運用期間：令和6年11月1日(金)～令和7年8月29日(金)

公営住宅入居者募集

①通常募集

住宅名	間取り	階	家賃(円)
市営さかえ	3DK	1階	19,700～38,800
県営千怒	2LDK	1階	24,300～47,800

②随時・みなし特定公共賃貸住宅募集

住宅名	間取り	階	家賃(円)
市営長野B	3DK	4階	9,800～19,400
市営岩屋口A	3DK	2階	18,000～35,500
		3階	
		3階	18,600～36,600
市営さかえ	3DK	3階	19,700～38,800
市営千怒B	3DK	1階	9,000～17,800
		4階	
市営たちばな	3DK	5階	18,200～35,800

③修繕前募集

住宅名	間取り	階	家賃(円)
県営津久見	3LDK	3階	17,500～34,300
県営立花	3K	2階	15,300～30,000

■募集締切

通常募集期間：11月1日(金)～11月15日(金)

随時・みなし特公賃：入居が決まり次第終了

修繕前募集期間：11月1日(金)～11月15日(金)

■入居可能日

市営 令和6年12月中

県営 令和7年1月1日(水)または2月1日(土)

※修繕前募集の入居可能日は、佐伯・公営住宅管理センターと要相談

■敷金 家賃3ヵ月分

※連帯保証人1名または法人保証、緊急連絡先が必要です。

※10月の市報で募集し応募が無かった部屋については、上記の内容で再度募集します。

【申込・問い合わせ】津久見市営住宅管理センター(市役所3階) ☎0972-83-8130



市内には様々な祭礼行事・年中行事が残っているが、残念ながら途絶えていく傾向にある。

この文化財保存活用地域計画では、市内各所に残る各種伝統行事の保存継承をどのようにすすめていくか検討していくため現況調査を実施している。

今回は、落ノ浦本教寺に伝わる「観音様のお祭り」を紹介してみたい。

このお寺に伝わる観音様、十一面観音菩薩は、昔から有名で毎年10月17日の御開帳には地域の人はもちろん近隣から多くの人たちが参拝に来たと伝えられている。

四浦落ノ浦に所在する光明山本教寺(浄土宗西山禅林寺派、本尊阿弥陀如来)は、本堂から四浦の海が一望できる絶好の位置にある。創建には諸説あり、寺伝及び過去帳によると、今から370年余り前の慶安3年(1650)、臼杵大橋寺6世鏡空歴道上人の開山としている。

この十一面観音菩薩の由緒については「豊後國北海部郡寺院明細牒」によると、「当村西南ノ山腹二窟室(権現洞窟)アリ 凡十余丈村民此窟中ヨリ観音ノ木像ヲ発見シ 一ノ草庵ヲ結比之ニ安置シ 称テ念佛堂ト云 其后星霜ヲ経ル久シ 延宝年中二至リ 田中鏡空堂宇ヲ建立スルニ当リ 初テ開扉ヲ開キ衆人ヲシテ覽拜セシム 其例□今二存シ 年々九月十七日開扉アリ而 其原因ヲ推考スルニ 大友ノ興□ヲ避ケ 以岩窟ニ隠置セシモノ乎ト古老ノ口碑ニ存ス」(原文のまま)とある。

このほか、本教寺に関しては、文久3年(1863)の「村明細帳」(現在所在不明)には創建のことや十一面観音像の発現にかかわる縁起(物事の起こり)はじめ、「佐伯藩御用日記」寛政2年(1790)8月16日の条には、寺社奉行宛、庫裏が大破したので、再建のために三ヵ年にわたり、御城下や御領内での夜念佛の修行願いが出さ

れたこと。文化12年(1815)正道により再興(前掲明細牒)されたことなど多くの言い伝えや記録が数多く残っている。

観音様のお祭り、正式には十一面観世音菩薩開帳法要と言い、かつては旧暦の9月16・17・18日の三日間行われていたが、現在新暦の10月となった。

初日の16日は、「半開帳」で、寺総代をはじめとする世話役の方々による仏様へのお供えや、観音堂に善の綱(白木綿)を堂内の天井の四隅から対角線に渡す。お御手の糸は、黄・青・赤・紫・白の5色の絹の束で観音様の手から善の綱の上を渡して戸口(卒塔婆)まで張るなどの準備が行われ、午後から法要が営まれた。この日は観音様の扉は開くが、内陣の幕は開けない。御開帳の17日は朝10時から法要が行われ、住職による観音経があげられ観音様が姿をお見せになり、終わりに参詣者に御手の糸によって身浄祈願が行われ直会となる。三日目の18日は観音様の命日で御閉帳となる。

この観音様祭りに関して、『津久見市誌』には「観音様は現世利益の願いを叶える菩薩として、広く信仰されている。平安時代初めに書かれた『日本霊異記』に観音像の手に綱をかけて引き、願い事をして御利益を得た話が記されているが、落ノ浦本教寺の観音様祭りはこのような信者の即物的(頭の中で考えるのではなく、実際の物に即して考えたり、したりする様)信仰を継承している点が珍しい。」としている。

年に一度、観音様を拝顔し、諸願成就を祈願するこの法要は、地域の人に守られながら370年余りの長きにわたり続けられてきた伝統行事であり、今後も多くの人の心のよりどころとして守り継いで行って欲しいものである。

令和6年度市民図書館企画展の関連講座を開催します

津久見市の文化財～守り語り継ごう地域のたから～」展の関連講座を開催します。

受講をご希望の方は、生涯学習課までお申し込みください。

- ◆演 題 「文書以外の資料から津久見の中世を考える」
【内容】発掘された遺跡・遺物・石造物・地名・絵図や古地図などを通して津久見の埋もれた歴史に光をあてる
- ◆講 師 別府大学非常勤講師 小柳 和宏 先生
- ◆日 時 令和6年12月1日(日) 午後1時30分から
- ◆場 所 津久見市民図書館2F会議室
- ◆受 講 料 無料
- ◆受付開始と定員 11月7日(木)から 定員30名(先着順)
- ◆申 込 方 法 電話もしくはfaxで住所・氏名・連絡先をお知らせください。

○申込・問い合わせ 生涯学習課 TEL 0972-82-9528 / FAX 0972-85-0081



■不法投棄・野焼きは犯罪です!!

不法投棄・野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されており、違反した場合は、以下の罰則が科されます。



不法投棄とは

廃棄物(ごみ)を定められたルールを守らず、違法に捨てたり埋めたりする行為です。間違った分別で出されたごみについても、悪質なものは不法投棄にあたる可能性があります。



野焼きとは

野外で廃棄物(ごみ)を燃やす行為です。

野焼きは、その煙や悪臭により、近隣住民とのトラブルや生活環境の悪化をまねくだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、人の健康に悪影響を及ぼしたり、火災や大気汚染の原因のひとつとなります。



例外として認められている焼却行為

- ・国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- ・震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ・風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ・農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- ・たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの(キャンプファイヤーなど)



罰 則

- ・5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこれらが併科されます。
- ・法人が関わった場合には、その法人にも3億円以下の罰金が科せられます。

■野生動物(トビ・スズメなど)へのエサやりはやめましょう!!

●人がエサをあげると・・・

- ・人の与える食物に依存して、自分でエサを探せなくなります。
- ・個体数が増え過ぎ、自然界のバランスを乱し、生態系に影響を及ぼすことがあります。
- ・エサやりする場所に野生動物が集まり、フンや尿、鳴き声などにより、周りの方が困っている場合があります。
- ・善意によるエサやりが、野生動物の生態と人の生活環境に被害をもたらしてしまうことがあります。野生動物は、自然の中で、その動物が本来のエサとしている自然の物を食べて生活しています。
- ・「かわいいから」「弱っていて、かわいそうだから」「なついてもらいたいから」などの理由でエサを与えず、自然のまま見守ってください。



津久見幹部交番からのお知らせ



◇こどもを性的被害から守りましょう◇

児童売春、児童ポルノ製造等は悪質な犯罪です。

これらの犯罪によるこどもの性被害はこどもの人権を侵害し、心身へ有害な影響を及ぼします。

〈こどもたちへ〉

★自分の姿の写真等を送らない！

こどもがSNSを通じて知り合った面識のない人に脅されたり、騙されたりして自分の裸や胸等を撮影し、送信する形態の児童ポルノ製造被害が発生しています。

一度インターネットに写真等が流出すると回収や完全削除は困難です！！

絶対に自分の写真等を送ってはいけません。

★ネットで知り合った人と会わない！

ネットではたくさんの人と知り合うことができますが、犯罪を考えている人もいます。

ネットで知り合った人と会うのはとても危険です。

〈保護者の方へ〉

SNSを使う際の約束事を親子で話し合い、知らない人と連絡先を交換しない、アカウントを公開設定にしない等きちんとルールを決めましょう。

また、フィルタリング機能は、有害な情報やうっかりアクセスすることによるトラブルを防ぐ機能です。上手に活用し、こどもたちを守りましょう。

【問い合わせ】 津久見幹部交番 ☎0972-82-2131

じんけんふれあいシリーズ ⑤⑤ 地域社会とともに生きる

在住外国人等の人権問題

「ヘイトスピーチ」
許さない。

「ヘイトスピーチとは」

一般的には、人種、国籍、思想、性的指向、性別、障がいなどに基づき、個人や集団を攻撃・脅迫・侮辱して、憎悪をおおる言動と言われています。現在の日本では、特に特定の民族や国籍の人々が社会問題となっていますが、2011年1月に奈良県の水平社博物館前で被差別部落の人々を対象にした街頭宣伝が行われるなど、他民族、他国籍の人々以外へのヘイトスピーチも起きています。

法務省発表の典型例では、「殺せ」「海に投げ入れる」などの脅迫的発言や、「ゴキブリ」などの昆虫に個人を例える侮辱的発言、「祖国に帰れ」「この町から出て行け」といった地域からの排除する言動が公表されています。このような言動は、それを見聞きした方々に、悲しみや恐怖、絶望感などを抱か

せるものであり、決してあってはならないものです。

【法整備と今後の課題】

ヘイトスピーチは、人権侵害が顕著に表れたものです。2014年には最高裁判所によって、京都にある朝鮮学校に対するヘイトスピーチが、人種差別撤廃条約で禁じられている「人種差別」に相当するという判断が下されました。このような情勢の中、2016年6月3日に「ヘイトスピーチ解消法」が公布・施行されました。

法施行後、社会に問題を認識する機運が生まれ、ヘイトスピーチのデモは減少したものの、一方で、インターネットの誹謗中傷は、野放しに近い状況です。

ヘイトスピーチは、社会に差別を広げ、人の尊厳を破壊し、ときには心身を害するほどの言葉の暴力です。ヘイトスピーチを許さないという意識をしっかりと心にとどめ、ヘイトスピーチをなくすために私たちは何ができるのか、皆さんと一緒に考えていきたいと思っています。

イベント

つくみ朝市

コンテナ293号でフリーマーケットを開催しています
♪出店者募集中です。

▼日時 11月10日(日) 9時～
▼場所 つくみ公園内
「コンテナ293号」

▼問い合わせ
つくみ朝市実行委員会(鶴原)

☎090(4352)3801

あじろ島に

恐竜が現れた！

▼日時 11月16日(土) 10時～
※受付 9時30分～

▼場所 日代中学校グラウンド
▼内容 10時～恐竜運動会
13時～子ども縁日
18時～ミニ花火大会

▼参加費
恐竜運動会 5000円
子ども縁日 5000円

▼問い合わせ
津久見商工会議所女性会

☎0972(82)5111

相談

行政相談所開設

困ったら一人で悩まず、まずは行政相談委員にお気軽に

ご相談ください。相談は無料で秘密は守られます。

▼日時 11月20日(水)
10時～12時

▼場所 市役所会議棟会議室
(ハローワーク隣)

▼行政相談委員 薬師寺博昭
▼問い合わせ
行政相談委員事務局

☎0972(82)4115

11月の消費者相談

消費者の皆さん、困っていませんか
特殊詐欺や悪質商法により被害に遭う人が絶えません。

悪質業者はいろいろな新しい手口で、高齢者や若者を狙っています。困ったときは早めにご相談ください。

相談は無料で、相談者の秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

▼日時 6日(水)・13日(水)
20日(水)・27日(水)

※時間はいずれも10時～16時
▼場所 市民生活課内 相談室
▼問い合わせ 市民生活課

☎0972(82)2008(直通)

★12月の相談日(いずれも水曜日)
4日・11日・18日・25日

無料法律相談

第4木曜日(要予約)

県司法書士会では、相続、遺言または空き家・消費者問題、借金等のトラブル、認知

症の方へのサポート、成年後見など司法書士の知識経験を活かし、無料法律相談を開催いたします。

お気軽にご相談ください。

▼日時 11月28日(木)
13時～16時

▼場所 市役所会議棟会議室
(ハローワーク隣)

▼問い合わせ 市民生活課
☎0972(82)2008(直通)

※相談者の方で、車をご利用の際は、市営グラウンドに駐車をお願いいたします。

無料人権なんでも

相談所開設

▼日時 12月6日(金)
9時～12時

▼場所 市民ふれあい交流センター
▼相談内容 人権に関わることであれば、なんでもご相談できます。

▼相談員 人権擁護委員
▼問い合わせ
大分地方事務局佐伯支局

☎0972(24)0772

11月の納税

(保険料を含む)

●国民健康保険税⑥

●介護保険料⑤

●後期高齢者医療保険料⑤

津久見市内職業別求人情報

(令和6年10月10日現在)

職業分類	求人数	
	フルタイム	パート
事務・管理職	24	6
営業・販売	18	15
接客・理美容・調理・サービス	12	23
介護・福祉	21	16
保育・教育	0	3
医療・看護・保健	23	16
製造・修理・保全・検査・印刷	65	9
技術職(建設・開発・IT)・専門職	30	3
建築・土木・電気工事	67	2
警備・施設管理・設備運転	20	10
運輸(運転)・配送	14	12
清掃・洗浄・倉庫・包装・軽作業	16	14
農業・林業・漁業	1	0

※1台分の駐車スペースが会議棟横にごあります。
空いていない場合は市役所グラウンドに駐車してください。
窓口での相談・企業への連絡・紹介状の発行
●問い合わせ/津久見市ふるさとハローワーク
☎0972-82-8609(開庁時間 9時30分～17時)



市民図書館「新刊案内」

☆タブー・トラック……………羽田 圭介
☆雷と走る……………千早 茜
☆二人の誘拐者……………翔田 寛
☆フェイク・マッスル……………日野 瑛太郎
☆メンタルって「なんやねん！」……………岡澤 祥訓
☆ホームレスでいること……………いちむら みさこ
☆この国は歪んだニュースに溢れている 3
……………辛坊 治郎
☆知らないと騙される！詐欺の最新手口
……………梅本 正行・桜井 礼子

この他にも、週1回のペースで新しく本が入ります。
市民図書館にぜひお越しください。

“津久見市電子図書館”もご利用ください。
11月1日に新しく電子書籍25点が入ります！

※ご利用には、市民図書館の「利用カード」と
「パスワード登録」が必要です。

●問い合わせ/市民図書館 ☎0972-85-0080



全国一斉「女性の権利 ホットライン」強化週間

ひとりでは悩まず、ぜひお話を聞かせてください。秘密は守ります。

▼日時 11月13日(水)～19日(火)

平日 8時30分～19時

土・日 10時～17時

▼電話番号(全国共通)

☎0570(070)810

▼相談内容 夫やパートナーからの暴力、職場でのセクシャルハラスメント、つきまとい(ストーカー)、その他の人権問題

▼担当者 人権擁護委員・法務省職員

▼問い合わせ

大分県方法務局人権擁護課

☎097(532)3368

県司法書士会

定期相談会の開催

★毎月第3土曜日(祝日を除く)

県司法書士会では、市民の皆様が安心して暮らしに貢献できるよう、年間を通して各種の相談会を開催しています。

▼日時 11月16日(土)

13時～16時

▼場所 津久見市民会館2階

▼相談料 無料

★前日までの予約が必要です

▼問い合わせ

大分県司法書士会事務局

☎097(532)7579

不動産のもめ事で 困っていませんか？

★奇数月 第2月曜日

(公社)大分県宅地建物取引業協会白津支部では、宅地建物の取引や借家に関する相談所を開設いたします。相談は無料で、相談者の秘密は厳守します。

▼日時 11月11日(月)

10時～12時

▼場所 市役所会議棟会議室

▼問い合わせ (公社)大分県宅地建物取引業協会白津支部

☎0972(62)5676

行政書士無料相談会

毎月第3水曜日

様々な問題を抱えている市民の皆様が相談窓口の一つとして、無料相談会を開催しています。

▼日時 11月20日(水)

13時30分～16時30分

▼場所 J・COMホルトホール大分403会議室

▼相談内容 遺言や遺産相続、契約書・内容証明作成、法人設立、不動産関連の行政手続き、建設業などの許認可申請、自動車登録、その他生活のお困り事に関する相談に応じます。

▼予約・問い合わせ

大分県行政書士会事務局

☎097(537)7089

FAX 097(535)0622

令和6年度「目と見え方 の教育相談会」の開催

視覚に関わる巡回教育相談を行います。

▼日時 12月4日(水)

10時～15時

▼場所 白杵市教育委員会(白杵市役所3階)

301会議室

▼相談内容

家庭での接し方、保育、教育、医療に関すること等

▼相談対象

視覚障がいのある乳幼児・児童・生徒及びその保護者

または関係者(保育士、教員等)

▼相談担当 あいサポおおい(大分県立盲学校 教育支援部)【窓口】小中、後藤

(〒870-0002 大分市金池町3-1-75)

☎097(532)2638

▼相談申込 希望者は、津久見市教育委員会(82-9526)へお問い合わせください。

なお、高校生以上の方は盲学校にお問い合わせください。

▼申込締切 11月22日(金)

▼問い合わせ

大分県立盲学校

(大分市金池町3-1-75)

☎097(532)2638

FAX 097(532)2638

市税等の納付窓口開設のお知らせ

仕事等により金融機関や市役所窓口で納税等ができない方を対象に、下記の日程で、税務課の窓口を開設しますのでご利用ください。

記

11月28日(木) 17:00～19:00

※事前に連絡をくださった方には、19時以降も対応いたします。

【納付の可能な市税等】

市県民税・固定資産税・国民健康保険税・

軽自動車税・介護保険料・後期高齢者医療保険料

※来庁の際は、別館入口(金融機関のATM設置側)をご利用ください。

※納税以外の相談や申告については対象外です。

●問い合わせ 税務課 収納対策班
☎0972-82-9512(直通)

ミニ企業説明会の開催

お仕事をお探しの皆さん、津久見市ふるさとハローワークでは、仕事内容や労働条件等について、採用担当者から直接説明を受けられる「ミニ企業説明会」を開催します。お話を聞いてみるだけでも大歓迎です！お気軽にお越しください。

●11月の説明会

日時 11月26日(火)

場所 市役所 会議棟会議室(ハローワーク隣)

●参加事業所・仕事内容

10:00～12:00 日豊オノダ株式会社

→工場内作業員
(二交替、三交替、出荷センター)

13:00～15:00 株式会社 F・Cガード

→交通規制、誘導スタッフ

★状況によりお待ちいただく場合があります。

★1台分の駐車スペースが会議棟横にごございます。ご利用ください。空いていない場合は、従来どおり市役所グラウンドに駐車してください。

●問い合わせ/津久見市ふるさとハローワーク

☎0972-82-8609 ★参加企業随時募集中です！

試験

大分県農薬指導士

新規認定研修・試験

県では農薬の安全使用・適正販売を推進するため、農薬や病害虫防除、関係法令等に関する知識を有する「大分県農薬指導士」を育成しています。

資格取得のためには、研修受講と試験合格が必要です。希望者はホームページをご確認ください。

▼申込期間 11月1日(金)

▼研修日 令和7年2月5日(水)

▼試験日 令和7年2月12日(水)

▼問い合わせ

大分県地域農業振興課

☎097(506)3661



お知らせ

子ども食堂

開催のお知らせ

★高齢者、一般の方も是非ご来場ください(事前予約が必要です)

▼日時 11月16日(土)

11時～13時

▼場所 青江区公民館

▼値段 子ども 100円

※高校生以下 大人 300円

▼メニュー

カレーライス(欧風)

※30食限定、要予約(先着順)

▼問い合わせ

☎090(5080)6471 (黒木)

Jアラート放送訓練の実施

○第3回全国一斉情報伝達試験

▼日時 11月20日(水)

11時00分頃

▼訓練内容

防災行政無線を使用した試験放送

※津久見市内全域に試験放送が流れます。

★災害は時を選びません！日頃から防災備蓄品、ハザードマップ、避難所の再確認を行い、防災意識の向上に努めましょう。

農業用廃プラスチック類を回収します

肥料袋や農薬ボトルなどの農業用廃プラスチック類は法律で「産業廃棄物」と定められています。

農業用廃プラスチック類の回収を行いますので、種類に分けて梱包し、持ち込みをお願いします。

※回収費は有料です。44円/kg

※次のものは回収できません。

・金属、木材、ガラスが含まれるもの

・ラベルをはがしていない農薬容器

・1メートルを超える塩ビパイプ

・家庭用の粗大ごみ、プラスチック等

・梱包の仕方が悪いもの

▼日時 11月13日(水)

8時30分～12時

▼持ち込み場所

J A おおいた県南柑橘選果場

▼問い合わせ 県南柑橘選果場

☎0972(82)1717

ロータリー食堂

開催のお知らせ

津久見ロータリークラブは、子どもも大人も、外国人の方など、すべての方を対象に「ロータリー食堂」を行います。みんなで楽しく、食事を通して、交流し、みんなで笑顔のひとときにしましょう。

★この取り組みは津久見ロータリークラブ地区補助金を活用しています。

▼日時 11月24日(日)

11時～14時

▼場所 津久見駅前KADAN

▼参加費 大人 300円

高校生以下 100円

▼メニュー

カレー、焼きそば、ひゅうが丼、海外郷土料理など

▼問い合わせ

津久見ロータリークラブ事務局

☎0972(82)8285

年金だより

11月30日は「年金の日」です!!

厚生労働省では、「国民お一人おひとりに「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11月30日を「年金の日」としました。

この機会に、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で、ご自身の年金記録と年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、佐伯年金事務所にお問い合わせください。

日本年金機構「ねんきんネット」

<http://www.nenkin.go.jp>

ねんきんネット

検索

年金相談・お手続きの際は
予約相談をご利用ください

年金事務所窓口における年金相談の予約を承っております。前日までにお電話で予約の申し込みをお願いします。

○予約受付専用電話 ☎0570-05-4890

【問い合わせ】 佐伯年金事務所
健康推進課 国保年金班

☎0972-22-1970(案内1→2)

☎0972-82-4111 内線132

12月1日は 「世界エイズデー」です

★12月1日は

『世界エイズデー』です。

令和6年度のテーマは「U
＝U 知ることから、もう一
度。12月1日は世界エイズ
デー」です。HIV／エイズ
に関する検査や治療、支援な
どの知識を身につけ、積極的
な検査や差別・偏見の解消に
つなげていきましょう。

★無料・匿名

「HIV（エイズ）検査」

令和5年に全国でHIV感
染者・エイズ患者は合わせて
960件の届出があり、その
うち291件はエイズを発症
していました。

治療法の進歩により、感染の
早期把握、治療の早期開始・継
続によりエイズ発症を防ぎ、感
染していない人と同等の生活
を送ることができます。

HIV検査を受け、感染の
有無を早めに把握することが

重要です。

中部保健所では、世界エイ
ズデーに合わせてHIV（エ
イズ）夜間検査を実施します。
また、近年感染者が増加して
いる梅毒等も同時に検査がで
きます。是非この機会に検査
をお勧めします。

▼検査日

※夜間検査 12月2日(月)

17時～19時

※定例検査 第1・3月曜日

(祝日等により変更あり)

9時～11時

▼場所 中部保健所

*検査は、無料・匿名です。

*採血後、40分程度で結果が

わかります。

*特定感染症検査(梅毒、B

型・C型肝炎)も同時受検

可能です。

*完全予約制です。必ず事前

予約をしてください。

▼予約・問い合わせ

中部保健所 地域保健課

☎0972(62)9171

白杵市の訓練メールを
受信する地域があります

白杵市では、左記の日程で
白杵市一斉総合防災訓練を行
います。

これに伴い、白杵市全域に
「緊急速報メール(訓練メー
ル)」を発信いたしますが、携
帯電話基地局の位置や気象状
況によって、津久見市の一部
の地域の方にも届く可能性が
ございます。

ご迷惑をお掛けしますが、
何卒ご理解の程よろしくお願
いします。

▼日時 11月10日(日)

9時頃 配信予定

▼対象地域 白杵市内

※津久見市の一部の地域

▼問い合わせ

白杵市防災危機管理課

☎0972(64)6111

津久見市防災危機管理室

☎0972(82)9500

発見・解決！ つくみの不思議

新連載スタート！

自己紹介



田中チカ (16)

私たちが
ナビゲート

鈴木サオリ (16)



あちこちで

つくみの不思議を

発見・解決！

次号はふしぎな
「港」のおはなし



作 絵 どろろき

個人情報を守る！本人通知制度に登録しましょう

個人情報の不正取得事件が
全国で発生しています

行政書士や弁護士などの資格を持つ人が職務
上の必要性がある場合には、他人の戸籍や住民
票を取得することができますが、委任状等の偽
造などによる不正取得事件が全国的に発生して
おり、大分県内でも被害が出ています。

◆本人通知制度は不正取得を防止する有効な手段です

本人以外の第三者が個人の住民票や戸籍などを取得した場合に、その事実をお知らせする制度です。
お知らせする内容は、①交付した日付 ②文書の種類 ③交付枚数 の3点に限られ「誰が？」は残念
ながらお知らせできませんが、身に覚えのない取得の通知により事件が発覚した事実が実際にありま
す。「誰が？」についても「津久見市個人情報保護条例」に基づく開示請求が可能なこともあります。

◆登録方法

登録手続きは、原則的に、ご本人が市役所市民生活課または、日代、四浦及び保戸島の各出張所
におみえになる必要がありますが、代理人による手続きが可能な場合もあります。

★必要書類等をご説明します。詳しくは市民生活課までお問い合わせください。

●問い合わせ 市民生活課 ☎0972-82-9511